平成２８年（フ）第１３４号
仙台市若林区河原町２丁目６－８　ラ．シャンブル桜小路101　和泉方、住民票上の住所宮城県塩竈市杉の入２丁目19番１－306号ユートピア杉の入Ⅰ
破産者　林　　宗彦
1　決定年月日　平成29年３月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２８年（フ）第６４号
秋田県潟上市昭和大久保字堤の上20番地２コーポ水沼102
破産者　稲葉　育美
1　決定年月日　平成29年３月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第２０３号
秋田県男鹿市船川港台島字野竹13番地２
破産者　三浦　光博
1　決定年月日　平成29年３月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第８５号
（住民票上の住所）山形県米沢市福田町１丁目２番64―12号
破産者　西山久美子
1　決定年月日　平成29年３月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所米沢支部

平成２８年（フ）第１００号
山形県米沢市駅前３丁目６番30号　藤橋方
破産者　濱田　道男
1　決定年月日　平成29年３月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所米沢支部

平成２８年（フ）第２２９号
神奈川県横須賀市長沢１丁目20番27号　グランデールＡ－102
破産者　大村　　清
1　決定年月日　平成29年３月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２７年（フ）第４７５号
岩手県北上市村崎野16地割136―46　サニーハウスＤ、破産手続開始決定時の住所神奈川県秦野市南矢名1016－３　ライオンズマンション501号室
破産者　遠藤　健史
1　決定年月日　平成29年３月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２８年（フ）第１５４号
新潟県刈羽郡刈羽村大字刈羽677番地１　パインズ・ビラ202
破産者　中山　　勇
1　決定年月日　平成29年３月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２８年（フ）第８７号
石川県小松市上本折町279番地　カーザ084205、開始決定時の住所石川県小松市白江町ロ35番地10
破産者　杉山　　保
1　決定年月日　平成29年３月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所小松支部

平成２８年（フ）第８８号
石川県小松市上本折町279番地　カーザ084205、開始決定時の住所石川県小松市白江町ロ35番地10
破産者　杉山　洋子
1　決定年月日　平成29年３月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所小松支部

平成２８年（フ）第４９７号
静岡県浜松市北区初生町1186番地の３
破産者　大塚　光紀
1　決定年月日　平成29年３月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２８年（フ）第２９号
京都府福知山市三和町菟原下341番地の45
破産者　松井　洋二
1　決定年月日　平成29年３月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所福知山支部破産係

平成２８年（フ）第２１９号
岡山県倉敷市川入617番地１　ウォータムヒルパートⅣ206
破産者　守田みちよ
1　決定年月日　平成29年３月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２８年（フ）第４７号
香川県仲多度郡多度津町大字道福寺748番地安藤アパート北西部屋、開始決定時の住所香川県仲多度郡多度津町京町12番11号
破産者　西野　　学
1　決定年月日　平成29年３月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
高松地方裁判所丸亀支部

平成２９年（フ）第２号
福岡県京都郡みやこ町国作513番地５
破産者　久場　幸代
1　決定年月日　平成29年３月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所行橋支部破産係

平成２８年（フ）第１３号
長崎県松浦市志佐町柚木川内免123番地
破産者　川内　道男
1　決定年月日　平成29年３月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所平戸支部破産係

破産手続終結及び免責許可決定

平成２７年（フ）第２８３号
山梨県西八代郡市川三郷町高田2889番地
破産者　諏訪　秀二
1　決定年月日　平成29年３月17日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
甲府地方裁判所民事部破産係